



[筆者紹介]高橋貞三
・(株)アゼロンシステム
コンサルタント代表取締役
・シンクタンク食品関連コンサル
ル協議会(FCC) 副会長

2023年10月より開始!『インボイス制度』とは?

適格請求書を発行して保存する制度

適格請求書に追加される記載項目として

- ・登録番号 : 2023年3月までに税申告先税務署に申請!
⇒ 適格請求書発行に必要な登録事業者となる!
⇒ 登録番号を取得する!
- ・税率ごとの消費税額 :
軽減税率・標準税率毎にわかる。

登録事業者になると仕入額控除の適応を受けることができる。

仕入税額控除?

<仕入税額控除の仕組み>

売上の消費税(売上税額) - 仕入や経費の消費税(仕入税額) = 納付する税額(納付税額)

申請登録後の注意点

1. インボイスには一定の事項を記載する必要がある!
2. 登録を受けた事業者は、インボイスを交付する義務が生じる!
3. 売手はインボイス(写)、買手はインボイスを7年間保存!

インボイス(請求書)制度の目的

税制の透明性を高める!

統一規格で効率性を高める

文書の電子化

インボイス制度とは何か?
インボイス制度=適格請求書を発行して保存する制度

適格請求書

- 発行者の氏名・名称
- 取引の年月日
- 取引内容
- 取引金額
- 受取者の氏名・名称

請求書

登録番号:△△△△

ご請求金額 ¥○○○○

商品A	××××
商品B	××××
小計	××××
税額	××××
合計	○○○○

(10% ××××) 消費税 ××
(5% ××××) 消費税 ××
(◎)軽減税率~

インボイス制度により追加される記載項目

- 登録番号
- 税率ごとの消費税額

インボイス制度

適格請求書等保存方式